

小千谷市同窓会支援補助金交付要綱

(令和 7 年 6 月 2 4 日告示第 7 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郷土愛の醸成と市内への U ターンのきっかけづくりのため、予算の範囲内において小千谷市同窓会支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小千谷市補助金等交付規則（昭和 4 4 年小千谷市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 小千谷市内の小学校、中学校及び総合支援学校（廃校になった学校を含む。）をいう。
- (2) 同窓会 同一の学校等の卒業生で、学級又は学年の単位で開催される親睦会をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、同窓会の主催者とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小千谷市内で開催されるものであること。
- (2) 同窓会の出席者に対して、市が提供するパンフレット等の配布を行うこと。
- (3) 同窓会において、市の施策等の説明時間を設けること。
- (4) 出席者（来賓等を除く。以下同じ。）は、同窓会を開催する日（以下「開催日」という。）の属する年度の 3 月 3 1 日において、2 2 歳以上 4 9 歳以下の者（4 月 1 日生まれの者に限っては、2 1 歳以上の者）であること。
- (5) 出席者の人数は 1 0 人以上とし、当該出席者の人数の 3 割以上が市外に住所を有する者であること。ただし、当該同窓会の対象者が 1 0 人に満たない場合は、半数以上の出席をもってその要件を満たすものとする。

(6) 出席者は、市が実施するアンケート調査に協力すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、出席者の人数に2,000円を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、同窓会の開催日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 同窓会の案内文の写し

(2) 出席者名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、規則第9条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 参加者全員が分かる集合写真

(2) 事業に係る領収書

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。